

## 工事の入札及び見積徴収における工事費内訳書類の提出義務付けについて

可茂衛生施設利用組合の発注する50万円以上の工事の入札及び見積徴収については、入札書又は見積書の提出に併せ、工事費内訳書類（設計書における総括表及び内訳書に申込金額の内訳を記載したもの）の提出を義務付けるものとします。

これは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、入札参加者の適切な見積もりを促すとともに、談合、ダンピング等の不正な行為を防止するためのものです。

つきましては、次の事項に留意のうえ、ご対応願います。

### 【 留意事項 】

- ・ 工事費内訳書類については、設計書の「総括表」及び「内訳書」に、金額を記載したものを提出してください。なお、独自様式で工事の内訳を提出いただくことも可能ですが、その場合は、設計書に記載のある各項目順に作成してください。
- ・ 工事費内訳書類は、空白部に「提出日（開札執行日）」「契約番号」「工事名」「商号（名称）」を記載してください。
- ・ 提出された内訳書類は返却できません。

※ 不明な点は、総務課総務係までお問合せください。